



明治十五年二月刊行

蝦夷風俗彙纂後編

開拓使

蝦夷風俗彙纂後編卷一目次

○法則

オムシヤの事

オムシヤ考

蝦夷人へオムシヤ申渡の事

擇捉嶋オムシヤ申渡の事

蝦夷人共教化の義付松前家へ渡さる

書付之事  
起請文前書の事  
請負人並蝦夷人へ申渡ケ條之事

目次

後編卷一

呂6  
號460  
卷211

サイモンの事

償の事

ウカルの事

犯罪者審判の事

釧路乙名下手の蝦夷人を殺害せし始末の事

不義なる夷女を罰する事  
セカチ煙草残禁せる等の事

○去蝦夷地制札の事

郊夷風谷箱館制札の事

松前城下高札の事

利別川制札の事

外國交易ふ付觸書

蝦夷風俗彙纂後編卷一目次終

蝦夷風俗彙纂後編卷一

一〇〇法則

○オムシヤの事

オムシヤといふこと。東西の蝦夷地北嶋々よう。北そ唐太の奥ふ至るまで。唱るふとみて。一年よ一度づゝ行へるなり。ある夏秋北漁事より。一切の事は終りよて。總土人を會所へ呼集め。日限を定めて。會所の玄關の前へ。總乙名脇乙名小使土産取などいふ役土人

をそじめとして。總土人順序を正して居並び。其次へ  
女子童等。所せきまで侍らなり居らしむ。さて玄關へ  
そ敷出し戎掛もさし幕打廻し。側よも米酒煙草の數  
品みてならべおきぬ。此時諸有司例の捷書を讀みぬ  
ぐるなり。これを通辭役請取。夷言ふ譯して申渡せり。  
其文左如し。

一公儀を重じ。御制札表。并前々御法度之趣。堅相守可  
申事。

エ、バケタ。エントカモイ。エレンカバアセノ  
ボ。ニタ、アンツキ。ピリカナ。シユイシャマ

タ。ヤイカタノ。カンビ。カシケアナエキリ。  
シカブニカノ。フシコトイ。ヲロワ。エバウテ  
ンケ。アナエコラツ。イランマカ。ヤエコ。  
ベ、ケレ。ニタ、アンツキ。ピリカルエ。タバ  
ンナ。

一日の丸。井中黒御印相立候御船を勿論。賣船たりと  
も難破有之節を別而大切ふい。聊の品たりと  
も隠し置。後日相顯よおひてハ。急度咎可申付事。  
エ、バケタ。チユブカモイ。ノカ。ヲマイナウ  
。シヤマタ。ノシケ。クニ子。イナウ。ロシケ

。チユブ。イカン子クシユ。シリモシマ。イホ  
 ク。チユブ。子ヤツカ。カトレンカエ子。シウ  
 エンテ。チユブ。アヌワ子ツキ。イランマカ、  
 。ウトヤシ。イシヤンマノ。シユシヤンベ。子  
 ャツカ。チユブ。ウンヘ。ヌイナウ。バシテ。  
 ワ子ツキ。バアセノボ。イキヤコク。アンナン  
 コンナ

一御用狀繼立。并御役人通行の節を。人足無遲滯相勤  
 可申事。

エ、バケタ。トノカンビ。コロラマナン。シヤ

マタ。カモイトノウタレ。ウヨハエカエ。クリ  
 カシケ。子ヤツカ。ヲロワ。イシヤンマノ。  
 クンヂ。ヲマナン。アンクニ。タバンテヲロ。  
 イランマカ。ヤエコ。ベ、ケレ。アンツキ。  
 ヒリカルエ。タバンナ

一異國船。并難破船等見請候。早速誥合御役人へ  
 相届可申事。

エ、バケタ。ロクント。ヲノ。チユブ。シリモ  
 シマ。ヲヤモクテ。チユブ。シヤマタ。シユエ  
 ンデ。チユブ。子ヤツカ。エチヌカル。ワ子ツ

キ。トナシノ。カモイトノ。ヲカエウシ。ヲレ  
子。アシヨロ。アンクニ。ヤエコ。ベ、ケレ。  
アンツキ。ヒリカルエ。タバシナ。

一狩物の義。年々出増候様。出精いさし可申事。

エ、バケタ。コシ子。チヨケ。アナキネ。ケシ  
バケシハ。アツカリ。セヤミ。ウコロ。シユツ  
ケ。アンクニ。ヤエコ。ベ、ケレ。アンツキ。  
ビリカルエ。タバンナ

一火之元大切ふ入念取扱可申事。

エ、バケタ。マベウチ。カモイ。ヤイトバ  
レ。

トワシアンクニ。ヤエコ。ベ、ケレ。アンツキ  
。ヒリカルニ。タバンナ。

一狩物者勿論。諸產物一品たり共。船方其外へ交易致

まふ於てハ。嚴重咎可申付事。

エ、バケタ。コシ子。チヨケ。イカン子。クシ  
ユ。シリモシマ。子フチヨケ。子ヤツカ。シ子  
ウコツ。ボカエ。チボグル。シリモシマ。子ヤ  
ツカ。ビヨクウ。ウタレ。アヌワ子ツキ。バア  
セノボ。エチヤコリ。アンナンコシナ。

一常々漁事出精いさし。食料貯置無差支様致し。尤作

物等を追々心掛可申事

エ、バケタ。フシコトエワノ。アナエコラチ。  
ウラケトバ。チヨケ。セヤジ。ウコロ。シユツ  
ケクニ。タバン。イベハル。子ヤツカ。ヤムシ  
ユカ。アンテケ。ウシヤ。テタシケフ。トエタ  
。子ヤツカ。モエレタラ。アンクニ。ヤエコ。  
ベ、ケレ。エラム。アンテヤン

一親子兄弟夫婦をはじめ。親類とお睦じく致候義ハ  
勿論。都て土人共中よく致し。男女年頃ふ及候ハ。  
役土人共世話致し。縁組爲致可申事

エ、バケタ。ウボコロ。ウタレ。イレタレ。シ  
リモシマ。シ子チセウンベ。ウタレ。シ子ケウ  
トモ。エコロ。アンクニ。ウタシバ。ウトヤシ  
カラフ。アンクニ。タバン。シヤマタ。ヲツカエ  
ボ。メノユボ。シユクフ。ウタレ。アヌワ子ツ  
キ。ヤクトジン。ヲロワ。イラニマカ。ウト  
ヤシカラフ。ウムレカ。アンクニ。ヤエコ。ベ  
、ケレ。キイナンコンナ  
一土人共私よ他場所へ参り候義不相成候。若無據用  
事ふて罷越候節も。詰合へ願出差圖可請事。

ア、バケタ。トジンウタレ。アヌン。コタン。  
 ラン子。イトンムツ子。エツバニ。カエカトシ  
 ョモ。アンベタバン。カトレングエ子。エ子力  
 リ。エシャンマノ。エツバエカエ。ワ子ツキ。  
 カモイトノヲレ子。シヨカムケレ。ラロワ。ハ  
 エアンクニ。ヤエコベケレ。キイナシコンナ  
 一喧嘩口論を勿論。言葉をたくみ聊みて。償ケ間敷  
 儀致をあじく。若相背くふ於ても。嚴重咎可申付事。  
 エ、バケタ。ウコエキ。ウチヤタエ。イカシ子  
 クシユ。シユシャンヘ。子ヤツカ。ウタシバ。

ウユアシケクニ。シヨモ。アンベタ、バンナ。  
 カトレングエ子。子ワアンヌル。ハエタクニ。  
 コラチ。キイウタレ。アヌワ子ツキ。アナキ子  
 。バアセノボ。エチヤコク。アンナンコンナ  
 一會所支配人番人ふ至るまで。隨分親しく致し可申。  
 其上非分之儀有之候。早々可申出事。

エ、バケタ。ヲヤカタ。子クル。シリモシマ。  
 ウセ。シヤ、モ。ヲロバツクノ。イラシマカ、  
 ワアンベ。クリカシケ。ウシヤ。コウエンウタ

レ。アヌワ子ツキ。シヨカムケレ。アンツキ。  
ビリカルエ。タバンナ  
右之通申渡候間。其外申渡候趣彌堅可相守者也。  
シイ。シカフ子カノ。イタキ。サンルエ。タバ  
ンナ。タンベ。モシマイタキ。サンルエ。アナ  
アエコラチ。イランマカ。ヤエコベ、ケレ。  
ニタ。アンツキ。ピリカルエ。タバンナ  
如此申聞せ。又改て今度御領ふなりぬれば。蝦夷地總  
土人どもへ。御教諭比御申渡しあれり。其文左の如  
し。

一此度先年之通り。タニゴタ。ヘンバテ。コラチ。東西チユブ  
カ。ヲロワ。チツブ。ニンケシ。ロバツクノ。  
鳴々共モジリシカ子カ。公邊御直支配被仰出候  
ニ付而も。エンド。シマフタ。カモイレニカ。ア  
ンルエ。タバン。クシユ土地之者共御撫育方。タ  
バン。ウタレ。ヲビツタ。ウレシバ。カト。子  
ヤツカエキ。其外都了御役人より。厚く御世話有  
之候間。シリモシマノ。タバンカモイ。ヲロワ。  
イランマカ。イトヤシカラフ。アンルエタバ  
シナ。難有相心得可申。イコバセ。ヤイライケレ。

クニ。エラムアンテヤン。尤漁業勵方之儀者。是迄之通り。シヤマタ。エツコ。ウラウケトハ。チヨケ。セヤシカト。イカニ子。クシユ。支配人番人差圖を請。精出し可申事。ヲヤカタ子クル。ウセシ、ヤモ。ヲロバツクスアナエレンカ。シヨモ。ハエダクニ。キイナシコシナ一御國の言葉をきうひ候義。勝手次第たるべし。エバケタ。ヤエカタノシ、ヤモコタン。イタキ。キルシユウ。ウタレ。ケウトモ。レンカエ子。イキヤン。幼年の者。シユウク十。ウタレ。ネ

ヤツカ。習そせ候様可致事。ヤエ。エチヤコク。エラムアンテツキ。ヒリカルエ。タバンナエ。一蝦夷人共。銘々住居致候場所限り。エバケタ。アイノウタレ。コロコタン。子ナエアンベ。縁組致候仕來り小候處。ウムレカ子ア。コロカイキ。年頃不相當之者。有之不宜候間。ウグシハ。シユウクフ。カチヤマ。ウエンルクベン。クシユ。已來外場所より。勝手次第縁組致し。イマカケワ。アヌン。フロワ。子ヤツカ。レンカエ子。ウムレカ。アンクニ。キイナニコシナ男女共。獨身之

者無之様役土人共厚く世話を致し。ヨツカエボ。メノコボ。子ヤツカ。シ子フ子ワ。イシヤンマノ。クニ。子ヲツツナウタレ。コンツカイウタレ。イランマカ。ウトヤシカラブ。アンテケ。土地繁昌ふ及候様可致事。タバン。コタン。シビアシヨロ。アンクニ。ヤエコ。ヘ、ケレ。アンツキ。ヒルカルエ。ダバンナ。

一家作等者。濕氣残請ざるため。床を張候義不苦卫、バケタ。チセ。アルカルド。カチヤク。ルエタバン。クシユ。ウシヤ。シウエンテ。キイナン

コンナ。イカマカケワニノアリ。ソツケ。コロワ子ツキ。エコニロ。エサンマノ。アンルエ子ナ。其外田畠等も。精々心掛。子ワアンベ。クリ。カシケダ。トエタ。子ヤツカ。ヤエケシトエワ。食料貯候様可致。農具種物等も。願次第相渡可申。イベハル。子クンベ。ヤエムシユウカ。アレクニ。タバン。エタクニ。ビエ。シヤマタ。ツエキフ。子ヤツカ。コンルシユウエ。ウタレ。シヨカムケレ。ワ子ツキ。アサンケ。ナシコンナ。其外髪を結ひ。月代を剃。湯入候類。子ワアンベ。モ

シマ。モト、リ。シナシメムケ。シフライ。子  
ヤツカ。總て御國之風俗を學び、きものも。シリ  
モシマ。ヤエカタノ。シ、ヤモコタン。アンベ。  
ブクイゴサバ。アンルシユウ。ウタレ。レンガ  
エ子。ヤエ。エチヤコク。リニ。御許有之候間追  
々心掛可申事。モエレ。タラ。子ヤツカエ。アラ  
ムアンテクニ。ヤユコ。ベ、ケレ。アンツキビ  
ルカルエタバンナ

一 蝦夷人。蓑笠草鞋等用ひ候故。おのぞくら病を請  
候間。エ、バケタ。アイノウタレ。ムンエミ。バ

ラコニチ。ムンアシベ。シヨモ。エユロワ。ク  
シユ。ウシヤシユエ。アンナンユン十。以來運  
上屋番屋よう相求。勝手次第相用候様可致事。タン  
ベ。イマカケ。ヲロワ。カエソ。バンヤ。ヲロ  
ワ。子ヤツカ。シエコロアンクニ。タバンナ  
一死人あれど。其家を焼拂ひ。エ、バケタ。チセ。シ  
ヤンベ。コルコ子エ子ア。チセ。ヲフエカ。他  
ふ移り候ならしもして。其場所不繁昌之基ニ付。ヲ  
ヤチセ。ヲレ子。ヲカエカ子。アンルイ。子ア  
ワ。クシユ。子アコタン。ウエシテ。クシニシ

リ。アンナシコニナ以來其仕來り改め。永住致候様心掛可申事。イマカケワ。子ワイキリ。エシヤンマノ。シロマヲカエアンクニ。ヤエユベ、ケレ。アンクニ。タバンナ

一男女共髪を切。耳か孫を掛け。女子も口の廻り手首等。エハケタ。ヨツカエボ。メノユボ。ハアルトエハ。ニンガリ。ラツケ。メノユボ。子ワ子ツキ。チヤロ。ヲロワ。テケ。シカフ子カノ。入墨致候義。強而好み不申者ハ相止可申候。シヌ。エカト。シヨモ。ラムシマクル。アナキ子。子

カエテケ。キニヤツカ。ヒリカルエ。タバンナ此後出生之男女共右之趣ふ相心得。べて御國此風俗ふならひ。成人爲致候。徃々の仕合ふ可相成事。タンベ。イマカケワ。シユウクブ。ヨツカエボ。メノコボ。子ヤツカ。子ワアシスル。エラムアンテワ。ヤエカタノ。シ、ヤモユタン。ブリシト。リ、コル。子ワツキ。ウヲノシ。ウタレ。ヨカエ。アナヲ子コタン。カミクンベ。タバシナ右之條々役土人共能々會得いたし。シリ。シカフ子カ。ヨツトナ。コンヅカイ。ウタレ。イランマカ

。エラムアンテワ。ウタレ。ケセ。ヲロバツク  
ノ。ニタ、アンクニ。末々仕者迄不洩様可申諭事。  
ヤエコベ、ケレ。アンツキ。ヒリカルエ。タバン

十

厚岸よてそ。通辭利兵衛。釧路よてそ。三右衛門。根室よ  
ても傳藏。右の譯文を讀かくと上坐比御役人。盃をヒ  
リ上げ。イクバシユイを右の手ふあち。一杯飲みて。次  
比役々つ盃残廻せ。夫より總己名をもじめ。役土人へ  
盃残遣へし。かゝの如く式法をそれば。並び居る男女  
をおのぎあす。盃を把て飲をじむ。酒宴漸く酣小至れ

む。メノノコ等立出て輪よ連なり。手拍子をうち。一齊よ  
かけごゑして躍る。そのうち鶴の舞などいふ躍アの  
うて。鳥は翼を延べたるくらちまさ餅を啄むやうは  
さまをなぬ。はじめの不ぞ恥もしき面持なれど  
も。後ふハ十五人二十人殖え來アて。いよい佳興よ入  
り。いつそいへしとも思ハれず。其中ふあし男子比醉  
ふ乗じて。其輪比内へ躍アいらんとされば。決して入  
きたてば。輪を余所一轉じて。これを避く。教へなきえ  
みしねぐら。自然男女比差別阿るハ。最志不らした大  
となう。さて兩三日の内ハ。いづきの夷家よてモ寄集

ひて酒飲かし遊びくらむと内地にて正月阿そ  
びといふがごとしあやいふしへよりも仕來りふて  
夷地にてせ一大行事なり。今度御改正ありて。いさ  
うあやかそれども。オムシヤよ於ても。先々より法の  
おとくおこなをるなり。餘庵按するよ。此オムシヤ  
といふことハ東西ノ蝦夷をさらなり。東の嶋々よう  
北を唐太比奥までぬていとぬるきことなり。そを  
何とてオムシヤと名づくるよ。彼地にて尋るよ志  
れるものなし。おらバオムシヤといふぞ。休らひ憩  
ふといふ夷言よして其義を國後嶋を一名オムシヤ

といふよほけても是モ彼の島をチユブカ諸嶋の渡  
口ふて東蝦夷の極地より嶋へ渡すそむるふ。まづこ  
ゝふて憩ふといふをもて。名よしたるふや。これよよ  
つて見るときも。夷人等が一ヶ年は活業もをそりぬ  
きば。いこひや坐らふといふことよやらん。一案ふ  
そなつて以て大方仕考へを俟のス。東蝦夷夜話  
俊明廟の御時ふ。蝦夷國界は見分御用として。有司兩  
輩蝦夷地へ巡行す。既小國後嶋ふ至りしよ。蝦夷は習  
ふて。オムシヤといふこと茂催す。此オムシヤも高貴  
の賓客を尊崇の饗應小興行す。叔蝦夷土人の内ふ乙

名と小使と云役目あり。日本の有司小目見のとき。オハシヤ戎興行するハ定例なり。此時日本戎土産戎與へ酒を蝦夷ふ振舞を土地の定例とす。時小松前在島の内アツケシサ小使シモチノツカモウサヒ名シヨンユ。及び國後嶋近島の乙名サンキチ。脇乙名ツキノエ等を呼出し。此者共そ何遠も國後嶋近所百餘里隔たる所の海邊場所の重立たる蝦夷人の長なり。扱此もの共比裝束比下着也。平生比蝦夷產比のつしと云て。日本比大布小似くる物を着し。其上は日本小袖の引ゆき單物を着し。或も領主より賜そられたる赤地

の蝦夷錦の陣羽織など戎着し。蝦夷土人等を手を率出る。大勢なれども段々蝦夷土人より、蝦夷土人小互ふ手小手を取合て連り引伴ひ。有司前小目見小臨む。其體甚恐れ敬て。肌を震ひて謙遜し。傴僂して歩く。禮讓厚く慎て。其席小跪坐也。有司比命呵りて。通詞せざる内も、謹て言ふ事なく恭しく合掌し。良有て後有司ふ向ひ坐を居ざり進みようたるとき。通詞ふ因て有司名をせべ出せ。土人兩手を擧て拜し。肩ふ當て已ぐ胸ふ摺す付。いふも敬ひ手戎也。誠ふ正真の活神ふ應對せし体ふて。再拜し感伏したる體ふて。初め丁

音聲を發する。其音聲呼嗟々々々と云。頭を下げる。謹拜して座を退きなぐら。セイコユルシカシ。難有添ふ事と初てもの云て。又吁呼々々々々と呼す音を發し。再拜して容貌正しく列坐したる體ハ。夷狄小天晴なる禮義なモ。扱盃の酒を盛りて給れ。盃臺共ふ請て再拜し。イクバシとて平直なるへらを持て。天地海山火水火神々手向け。再拜しならう何口内中にて唱へ言して。後手へら小鼻の下せ髭をまくひ上げて。其酒を飲むなり。それ迄も巍々堂々として跪坐し居れども漸々と醉のめぐる小從ひ座の崩れるを待て。

有司の御土産也とて。米數俵酒一兩樽。煙草數包等哉。累々と其坐ふ積飾りて與るなり。於是通詞せ告ふ曰。御土産を皆せ者ふ下さる間。謹て戴くづき旨を演説せられバ。領解し恐敬して頂戴するなり。是皆オムシヤセ法式なモ。此禮畢て其席を退き。戸外ふ出て賜り物を疑ひ伺ふなり。時手有司下知して與へたる物を賜マ。遣せば途中よて早速樽内の酒せ虚實を伺つる。指を入れて探すなめて。好惡戎味ひ試るなり。錦せ装束持儘ふて。酒樽をかつぎ蝦夷旅宿小歸るなり。都て蝦夷土人の情も。初手そ嚴しく終手ふも崩れくるも

のぬう。萬事是よ准ひる人情なり。謁見の禮を厚くして。離別の禮をなし。蝦夷草紙

オムシヤ考

オムシヤヒ云事也。早くよう片假名もて書習もしければ。所の者も其故よし定小辨あらぬ。蝦夷雙紙及夷言雜話等ふ。蝦夷ヒ饗應振舞ヒ事ヒ有ヒミ小て。其後の文ビ亦よ。名義ヒ譯書なせる者亦見及むぬ。國後は別名セモオムシヤヒといへる。是彼有てその解など顯せし文亦見言ヒ思取し人也。是彼有てその解など顯せし文亦見侍ヒ。抑オムシヤヒ云事也。蝦夷ヒ亦ふねべて酒其

外のもの取らせ。捷書讀聞せらる事なれバ。夷言を其儘打まうせて。云傳ふべキ謂モ。アラザルベシ。此方小て夷言を唱へ來連るも。地名人名の外も見あらぬ草木。鳥獸其名残稀よいふのみ。其他も絶てぬし。東風小舟群來<sup>ホツナツキ</sup>等其類も。松前邊ヒ言なり。又其方みて和言を用る事も。殿オトナ小使會所運上家支配人番人馬牛等。其餘も有ぬべし。扱蝦夷共ふ往古より贈アシモのを。言語不通みて和言を云傳ふる由もなけれども。夷言もて名づけ。後ふ通辭杯往來せる小至て。渡せしも此ハ名もて言傳ふるふ。唱安きも強モ夷言亦

て。名付事も何らぬ習もしならん。此方ハ前よりいへ  
る如く。地名杯の類。以外を。素より夷言をまねふべき  
事。ふぞ。何ら様バ。見聞儘ふ。熊送り杯さへ。和言ふいへ  
るをや。まして官吏は取扱ふ。オムシヤ茂。夷言亦て。云  
傳ふべき理を。何らじと思ふ。天鹽。邊にて。御撫  
謝と書傳ふるよし。是もまた夷言。ふぞ。といふ。せ  
みよて。押定たる様ふ聞えたり。予う考ふ。御赦なら  
ん。うと思ふ。さる。嘉吉以來。松前家所領せし後也。蝦  
夷屢叛きし事。何ぞ。果を必和談調ひし事。よて。板  
降人ふ成し上も。憶の外ふ罪を御赦。印とて物取ら

せ。此後此事共云聞せ等せしよて。有べくと思ふ。蝦  
夷亂記寛文 亂 文 ふ權左衛門と云。モ。シヤムシヤイン。其  
餘の者を計る條。よ。和議。ふ於て。モ既。よ。調ひし處など。  
汝等生れぬる祝ひ。酒給るべし。と。金堀の小屋の  
中へ入れ。清酒二樽を贈る。略五百人。比飯炊く。心得  
ぬ事。ふ。思ひけん。炊く者。ふ。近付其よしを問ひ。くる  
。既。ふ。和議調ひ。明日城中ふ歸。莫給ふ。ふ。よう。祝ひ事  
比饗應有べき

今もオシヤムふ。そ飯振舞なり

料ふ備ふと答へ々れば。略下とあれ。此前後降人ふ出

て御赦の時も必酒飯等與へし習もしなれば。そ。權左衛門もさらなり。米炊く奴僕迄も。らく云て談せしならぬ。されば御赦の時よいはも酒等とらせ。掟書讀聞せし事なる。頑愚輩ともされば叛きし故ふ。折々御赦とてかくる事取行ひしりぞ。漸々彼等も叛く氣力もうせて過ぐる儘ふ。果そ撫育の爲ふ。年々御赦比とらせ物きる事ふ成行たるふて。其名義素より和言なれば。彼の方も深く寺辯へ志らす。又こあたふ寺かく成來て寺物取らせ。掟書讀聞うせはるグ大意なれば。今いざくふ其事故傳へらぬ成べし。さて寺國後

本往古嶋殘らば叛けど終ふ降人ふ出しうぞ。オムシヤといへるふ寺かなへるや。東蝦夷日誌

蝦夷人へオムシヤ申渡の事

一前々より被仰渡候。御法度比趣き。堅く相守モ。上を重じ。親を大切ふいたし。夫婦兄弟も勿論。親族朋友ふ至る迄。睦敷可致事。

一御用船其外船々難破等見受候ハ。助船差出し可申候。若異國船又も怪敷船等。出稼先にて見受候ハ。其所運上家へ可申出事。

一御狩物比義也。前々より出增の儀。堅く申渡置候得

共近頃も出不足ふ相成候間。其方共より平夷人ど  
もへ急度出増出精可爲心掛事。

一御用狀并諸士通行の節を。運上家よう申付次第無  
違背堅相守。繼立人足無滯可相勤事。

附萬一荷物紛失いたし又を損じ候節ハ。請負人そ  
不及申一同不相濟。若荷物杯切解き品も比盜取候  
夷人有之節ハ。其もの急度嚴重の御處置被仰付候  
間。篤ヒ相辨。平夷人共一也能々可爲相聞事。

一喧嘩口論堅く致せべからひ。朋友の蝦夷人共互よ  
仲能いとし。平日言葉よ意趣を含み償ケ間敷儀。致

間敷事。

一蝦夷人病氣取扱の爲め。御醫師被下置候間。聊比病  
氣よても運上家并番家へ申出藥用可致事。

一蝦夷人出生并病氣有之節を。其度よ運上屋へ相届  
可申事。

一平夷人比内獨身比キのよモ。其所乙名元より厚く  
心要用ひ。相應の嫁賀等致世話可遣。左候ノリ未々  
人數も大勢よ相成。末繫昌致候基候間。此所能々相  
辨へ心掛可申事。

一當年數多入込候。鯉二八取の者へ猥ふ無心等の義

申掛間敷候尚又交易ケ間敷義決して致間敷候。若

又夜中掠隱し賣買等致し候も於有之也。忍比者

差出し置見當次第召捕へ急度處置申付候間其旨  
相心得。其方共より平夷人共へ急度可申付候事。  
一春鲱漁業中そ勿論。平日共支配人通辯番人の差圖  
を受。萬端實正ふ相勤候様。其方共より一同へ申渡  
可置候。尤和人とても格別非分の義有之節也。不隱  
置内々詰所へ可申立事。

一火比用心堅く相守り可申事。

附山々ふ樹木有之候間野火等付間敷候。萬一燒拂

候てそ徃々家木又そ薪木等小差支候間能々相辯  
一其方共より平夷人を始めセカチ子到る迄可申  
付事。

嘉永三年戌八月

磯谷 運上家

○擇捉嶋オムシヤ申渡の事

一前々申渡の御法度比趣彌堅く可相守事。

一公儀を重んじ親を大切よ致し夫婦兄弟もつまじ  
く萬事正直よ可致事。

一喧嘩口論總て物さゞしき事いゝさげ。一統中能

く致せべし。且又惡だくみを以て償ひ取候義。堅致  
申間敷事。

附り根もなき演説を申ふらし候も<sub>レ</sub>有之候ハ  
其モ<sub>レ</sub>召連早々會所へ可罷出事。

是迄喧嘩口論。都て如何敷事も不承。此上猶總体  
取締宜敷いたせべし。其方共の申付を自然<sub>レ</sub>用  
ひざるも<sub>レ</sub>有之候ハ<sub>レ</sub>申立べし。都て不法比者  
有之節也。夫よ取合不申支配人へ申立。捌を受可  
申事。

一何事<sub>モ</sub>よらばよろしからざる事を。大勢申合候も

御法度<sub>モ</sub>候間。右體をも堅くいたせまじく候。若又  
惡敷企をいたし候も<sub>レ</sub>有之時も。早速注進いたし  
候モ<sub>レ</sub>有之。同類たりと<sub>モ</sub>其科をゆるし。御廢美被下  
候事。

一外國より渡來<sub>セ</sub>モの。又そ得撫嶋より先々の者來  
マ候ハ<sub>レ</sub>。兼て申渡置候趣<sub>モ</sub>テ。上ヶ置不申様。手當  
致し追返し可申。尤其段晝夜<sub>モ</sub>かきらば。會所へ可  
申出事。

一露西亞船見受候ハ<sub>レ</sub>。早速注進可致義を勿論の事  
モ候。尤銘々兼て弓矢等拵置。早速會所へ可馳參候

事。

附異國人渡來<sup>ハ</sup>節。自分の諸道具片付候義<sup>モ</sup>。老人女子等<sup>モ</sup>任せ置<sup>ム</sup>。男<sup>モ</sup>拾五歳より以上。六十歳以下<sup>モ</sup>も<sup>ハ</sup>モ<sup>ル</sup>。本文の通銘々得道具を持會所へ相詰可申候。尤老人子供等爲立退候場所も兼て見立置一人たりとも不<sup>レ</sup>被捕様い<sup>ム</sup>し。其時<sup>モ</sup>至<sup>マ</sup>混雜不<sup>致</sup>様心掛置可申事。

一當島<sup>ハ</sup>義<sup>モ</sup>以前<sup>モ</sup>米酒た<sup>モ</sup>等。厚岸場所より持渡り。漸々少々宛交易い<sup>ム</sup>し來り候。然る處御開嶋以來。其方共も出精いたし候<sup>モ</sup>付。厚き思召を以酒

多葉粉着類。其外何よよら<sup>ハ</sup>入用の品相<sup>ハ</sup>あり。御入數餘多相詰居候事<sup>モ</sup>。外國<sup>ハ</sup>御備且其方共撫育の爲<sup>モ</sup>候間難有奉存彌安心いたし。請負人支配人番人共<sup>ハ</sup>差圖を受<sup>ム</sup>。勵方出精可<sup>レ</sup>致候。當時<sup>モ</sup>至<sup>リ</sup>萬事不自由無之。其方共一同安堵致候義<sup>モ</sup>。誠<sup>モ</sup>以難有事<sup>モ</sup>候間。以前<sup>モ</sup>艱難を存出し。御仁惠の程子孫迄<sup>モ</sup>申傳<sup>ヘ</sup>忘却いたゆまじき事。

一漁業<sup>ハ</sup>義<sup>モ</sup>。受負人支配人并其所<sup>ハ</sup>番人共差圖<sup>モ</sup>隨ひ。平生出精いたし候義<sup>モ</sup>勿論の事<sup>モ</sup>候。猶亦飢餓<sup>モ</sup>年。手當等<sup>モ</sup>常々心掛置<sup>ム</sup>。手透の間<sup>モ</sup>食料<sup>ハ</sup>手

當第一小貯置可申事。

一驚は義そ是迄の通冬、中精出し取。年始御禮として。乙名共會所へ罷出候節持參可致候。其外狩物の義も心掛取獲候。其所の番屋より改を請。是又乙名共御用よ付。會所へ罷出候序比節。持參可相納事。附う何品よよらば。狩もの類番人共へ相對を以。賣買交易致候義も。堅く停止の事よ候間。右様は義決して不致様。總村方共へそ乙名どもよう。精入々可申付置事。

一風俗相改候上も。何事も番人同様言葉等も心掛可

一申事。申處直の盡會西並鑿北山々々不凡申其表也  
一近頃亂髮比弓の間々見得候。總體髮を結候様可申付事。

一年頃子成候も比弓。女房爲持可申。縱令乙名たりとも妾多く持候義も。無用の事。

一醫師被差置候間も。病人有之候。早々會所へ申出療治受可申事。其外病人も勿論。老人孤獨の類。或も盲人都て不具也。比難義不致様。乙名小使共厚く世話いきし。會所へ申出候様可致。然る上も會所より手當致し可遣事。

一請負人其外支配人番人を不及申。假令詰合の家來たりとも不法非分の義致し難義及候。早々可申立。若又支配人へ難申聞事。通辨心得たる村方を以直よ詰合へ可申聞。其外何事ふよらず急注進又も内願等も。直よ詰合へ申聞度事も有之候ハ。是又同様ふ心得可申事。

一海岸の義を兼て村方一同申合。晝夜心付夜中折々見廻り少しも異變比事候。早々會所へ注進可致事。

一前々申渡置の通會所近邊比山々を不及申。其外所

々番屋近所の山々より至まで。野火附候義堅く致べりらば。其旨總村方へ精々乙名共可申付事。

右比條々堅可相守。總體村方のものへ可申渡候以上。

月日 御用地御用留

沖の口番所取扱廉書等の事

私共義何年蝦夷地へ爲自分稼罷越度奉存候處。

願の通御聞濟被成下難有仕合よ奉存候。依之左

比通被仰渡候。

一前々被仰出候御法度の趣。堅相守べく事。

一御場所御詰合御役人様御下知を勿論。萬事支配人

へ取合。御場所御差支ふ不相成様。相心得可申事。

一蝦夷人を掠め非道比儀。且惡心を以夷人へ申合等仕間敷。御場所より取揚候荷物も。不殘場所へ相納め。密賣買等の義。堅仕間敷事。

右此通被仰渡一同承知奉畏候。萬一相背候義後日相聞候。急度御咎可被仰付候。依て一札差上申處如

件

何月何日

何場所稼方

同

何の誰

同

一諸國廻船出入改方の儀也。其港前より仕來亦有之。年

來入津の漁船乗組みもの。心得居積來候荷物届方等の義。正路より申立改請可申勿論比事より候得共。中より近年心得違比族也有之。荷物届方も種々紛敷義も相聞候間。松前江差同様今般新規沖の口御番所も相建。出入の船々改方嚴重より候間。若心得違不相當比義等有之節も。港仕來法の通取斗候間。其旨兼て相心得候様。入船の砌。船々乗組みものへ也可申聞候事。

一積來候荷物は義も。穀物其外箇物より其品相分す候。其通より有之候得共。譬ひ箱入等より物品

の様子難相分。別て品合等正路よ可申立。若届よ相洩たる品市中よ有之候得。取押置出所糺の上及沙汰候當御番所は届書よも無之。積付の斷書等も不致荷物も有之間敷事よ候得共。若船改せ節書付外せ荷物も有之節也。封印の上問屋へ預出帆の節よ至り。封印改を請爲積入當港よ於て賣捌不相成候間。其旨問屋小宿等兼て相心得。入船の砌船手へも申間候様可致事。

但入酒せ義前よ船手心得違のモ。直相對よて賣買等も有之紛敷候間。十ヶ年以前酉年市中へ

亦嚴敷相觸候處。其節名主共より申立。以來不正此事爲無之。積方の内三割宛役錢用捨よ相成候處。近年も悉く相弛ム。市中商人共方よ無判の酒樽も有之哉よ相聞候。此後見廻りセモの見當う候得バ。取上よ致し候間。其旨兼て可相心得事。

一夜中よ澗入致し候船々そ改モ不相濟以前。荷揚等不相成事よ候。萬一風波惡敷相成凌の爲上積の荷物等。荷揚爲致度義有之候。冲の口御番處へ相届。差圖を受候上よて。荷揚可致事。

一 蝦夷地產物并六ヶ場所近在より相廻り於當港諸

廻船へ積渡候品も不少事又有之候。近年積入物届方ふも紛敷儀有之哉。荷物嵩のみにて金高ふ無之品物の又届書ふを申立。譬そ數の子干鮓鮆粕油廿類。届書等ふも積入方を減じ候も有之哉。よ相間候間。此後も不時に見廻う差出。若届等ふも無之荷物積入も勿論。不相當せ儀も有之候。出帆を差留嚴重ふ相改候間。兼て船々へも可申聞置候事。

但出油の儀。蝦夷地御拂の產物にて。其高見當也有之所。積出しへ届とも格別相違ふ有之。右も問屋小宿等亦糺せ。夫々申付方も有之候得ビ

也。適せ義を先不及其沙汰候間。向後の處不相當  
届書は届方無之様可相心得候。若紛敷儀有之候ハ。品實

急度相糺候間。其旨兼て可相心得事。

一市中廿内。問屋小宿ふても無之も。船手のむ廿直買等いゝし。取扱候もの多く有之由。右も注文物と唱へ。問屋ふ不拘。銘々限荷揚の節届書差出候者有之候得共。是そ其名面家數を分う有之候。右届等無之向々。船手直商買等いゝし候も有之哉。よ相間候間。是亦見廻モナキもの等見當候得バ。物品取上候間。其旨兼て可相心得事。

右付趣此度新規沖の口御番所。被相建候付。改得と申達心得違無之様可仕旨。被仰渡奉畏候。依之御請印形差上申處仍如件。

文化八年三月

問屋

宿

前書の通問屋小宿へ被仰渡候付。市中商人どもよ  
り相心得罷在。紛敷義等無之様可仕旨。若御改無之物  
品賣買仕候義。御見當被成候。物品御取上付相成  
候旨。被仰渡承知奉畏候。依之御受印形差上申處如件。

總町商人

文化八末年三月直代某  
一 蝦夷地場所より。直小他國へ乗落し候義。前々よ  
り停止候處。萬一場所より他國へ乗落候節も。見分  
の者不被差遣。口錢七倍増の償可心得。尤其時宜よ  
寄候間。右始末其時々相伺可申事。

一 東蝦夷地場所產物。請負人勝手次第。松前箱館兩港

の内よて。賣捌可申段。市中一同へ申渡有之候事。

一 東蝦夷地へ番船差下候節也。一艘付役錢一貫九  
百二十文づ。取立の通詞番人以外。稼方外の乘

組相成候節也。一人付役錢一貫二百文宛。稼方役

錢取立可申事。

一 蝦夷地通詞番人也。當御領百姓より相限り候定より付役錢無之他領稼方せものも。一人より付一貫二百文づ。取立可申事。

一番船以外。園合中遣船等より。稼方せもの乗組相越候義亦有之。右そ番船同様役錢一貫九百文づ。取立都て番船同様の手續を以。取扱可申候事。

但松前より東蝦夷地へ下船の義。當所沖の口を經候得。請負人共難義せ譯合也有之候より付。松前より蝦夷地へ直帆致候積り。尤直帆船名石數

乗入數產物入高。且又番人稼方乘組候節也。同様船名等迄月限取調。松前沖北口御番所より申來候筈せ事。

松前陸通。蝦夷地へ罷越候番人稼方の有北。當別改所にて切手へ。再改の裏書致し遣候事。

一 蝦夷地通詞番人北義も。定人數有之越年北ものも届書爲指出。且又場所出立せ節を。請負人并問屋差添。沖の口御番所へ呼出し。心得書讀聞せ申付候事。一 東蝦夷地船役取立方也。園荷物春夏秋荷物等せ名目よて。穀役船役其外小役とも仕來せ通爲相納可

申候尤蝦夷地へ差立候船も。三人乗以上の船よ限  
マ候へ共。左候ても差支有之候ふ付。勇拂迄も二  
人乗以下中遣船以上を差立させ。船役も仕來の大  
船並の通。穀役船役取立可申候。乍然小船差立候ト  
モ。產帆差止め木綿帆よ爲致。船名船印等兼て爲差  
出。常體漕船よ繁雜不致候様申渡置候事。

戌九月松前へ問合定る夏船也。一場所よ一艘づ  
くふ限る。但夏船比分モ。西蝦夷地振合の通。丸太  
役申付。人足モ義也。本文名目の船々より。仕來  
通取立可申候。

一山越内場の義也。荷物陸通モ運送場所よ候間。陸通  
相送候荷物モ義也。箱館沖の口御番所宛。又モ勝手  
モ寄當別へ送の節モ同所宛。何處當所の内へ山越  
内詰合より。送狀相添候積り。尤右の段請負人へモ。  
兼て申渡置候事。

一西地請負場所の義也。產物積取モ付。船數凡定有之  
候間。東蝦夷地の義也。取極置可申候事。

一東蝦夷地。秋味積取船モ義也。前同様穀役船役其外  
役物等。爲相納候錢モ義也。仕來を以松前箱館市中  
相場モテ取立可申事。

但根室國後場所。秋味の義も。願上江戸直帆致候事。

一根室國後江戸直帆秋味の外。箱館へ可相廻船。他國へ乗落し候節も。其時々相伺取斗可申事。

一東蝦夷地場所々圍荷物貟數屆書。并翌年積取船差向方等。前年書面爲差出可申候事。

一私領の節也。東蝦夷地荷物を松前より。一體より相捌候仕來みて。右荷物積取船逢難風落船まゝも無據子細有之。箱館へ入津願付上於同所荷物相捌候節也。口錢付義箱館へ相納候通。二重より松前より相納候事。

一當國より住居致候大工木挽共。蝦夷地へ罷越候節也。受負人どより番人付積り願出。無役より番人付切手相渡し遣し。尤其年より歸郷迄。年々職人役の義也。一ヶ年より付錢七百二十文づゝ取立。其外旅大工木挽共付分也。蝦夷地へ差遣候とも。旅人並の通取立。猶又稼方役一貫二百文とも取立。稼方の稼切

候私領仕來候得共。此度モ松前箱館兩港内。勝手次第荷物相捌候様被仰渡。右より付箱館より相捌候分。箱館へ相納。別段松前へ相納候ふ不及旨被仰渡候事。

手相渡し可申候事。

一根室秋味鮭積取船廿義也。請負人より江戸直帆願  
差出候節。石數船名等相認可申立候。檢尺改方の儀  
も。松前箱館兩港之内。出帆廿場所にて相改。場所詰  
合へ右間尺石數相認候御用狀。船每下相渡可申事。  
但右秋味鮭積取船へ。口錢取立方廿義也。場所詰  
合ふて積石船脚等相改。船限積入高申來候上よ  
て。松前箱館市中相場を以。口錢取立可申事。

一秋味積取として。差下候船數丈鮭無之。外荷物粕油  
等積入江戸直帆いたし度段。船方より場所詰合へ

相願候。取調廿上右願聞濟遣し。口錢の義も勝  
手の筋を以相願候。付江戸直帆の分を。秋味同様  
廿口錢爲相納可申候事。

一秋味船穀役船役取立の義也。松前箱館兩港より出  
帆廿節。取立可申事。

右の通御用地以來。沖廿口取扱方廉々。書面廿通より御  
坐候以上。

文政七甲申年九月 御用地御用留

○蝦夷人共教化の義より付松前家へ渡さる  
書付の事

寛政十一未年正月十六日。安藤對馬守よ  
す松前若狭守へ。被相渡御書付。

今度異國境。御取締被仰付候より。被相渡御書付。  
々迄年々其方収納比分も。御用中從公儀御取替金御  
下ヶ可被成下候。右の御用御書院番頭松平信濃守。御  
勘定奉行石川左近將監。御目付羽太庄左衛門。御使番  
大河内善兵衛。御勘定吟味役三輪藤右衛門。右五人の  
面々重立被仰付候。右土地比蝦夷人共。教育の義始交  
易の趣法等。萬端差別進退可仕旨。被仰出候間。是又得  
貴意右の面々差圖より任せ候様可被致候。委細の義そ

掛の面々より可申達旨相達候條。得其意可被談候。

正月十六日

同年八月十三日。松平若狭守家來横井多  
宮御呼出。於松代御廊下。石川左近將監羽  
太庄左衛門。松山總右衛門。村田兵左衛門  
立合。左近將監被相渡候御書付。

今度内願比趣付。西を知内川を境。東を浦河御用地  
迄。七ヶ年比内。先達て被仰出候御振合を以上地被仰  
出候。依之別紙繪圖面へ掛け紙を以相達候。場所引渡  
の義也。松平信濃守大河内善兵衛三輪藤右衛門へ。於

彼地可被申談候。

八月十三日

御書卷

寛政十一年二月。蝦夷地御用掛御役人彼  
地出立す付。松平伊豆守直す松平信濃守  
へ。御用向取計方御趣意被仰渡候御書付。  
今度蝦夷地御用の御趣意も。彼嶋未開地す有之。夷人  
共衣食住此三つも不相整。其上人倫仕道も辨ざる儀。  
不便の次第す付。今度御役人被遣。御德化を及し教育  
をたれ。漸々日本此風俗も歸し。厚く服從いきし。萬々  
一外國より懷け候事杯有之候とも。心底不動様す存

込せ候義。御趣意の第一す候得共。然とて唯今俄も事  
を弛め。或も猥も物を與へ。急速も服從を取候様よて  
そ。徃々際限も無之。却て永續も致間敷候間。先當時の  
所そ土地も仕馴候交易仕業を以て。夷人共潤ひ候様  
可致候。此交易仕儀。是迄の通。町人許の取計よてそ。彼  
是不正比趣寄有之哉も相聞候す付。此度御直捌も相  
成。夫々御役人交易場す出取捌候筈も候。諸此仕法御  
救故とて申ねぐら。猥も弛め候ても不宜候間。交易仕  
極めも矢張是迄仕姿も据置。升目秤目等不足も無之。  
并惡敷品等も不相渡。聊以不正仕筋無之様。精々吟味

致し。夷人共相歡。稼方出精致候様。又取計べく候。右體  
交易方正敷相成候。又付て。追々出荷等も相増可申  
候得共。此度の御趣意。曾以御益を謀候儀。又て。無之  
候間。其處へ眼を付。唯々夷人共潤ひ候様。專要取計可  
申候事。

一徃々そ耕作の道を教へ。穀食を以命を繫ぎ候事を  
覚えさせ。漸々本邦の風儀よ馴候様。可教育候事。  
但耕作の道未整内とて。可成丈連々肉食。又遠  
ざかり。穀類も肉食より貴き物と申譯を。能々得  
道可爲致置候。左候。又追て農事を施し候節也。

格別進方宜敷。功摶取可申候。此段能々相含可取

扱候。

入上變外の事。」前懸禁實可姪。難事。

一此度の御趣意難有段。銘々一說聞せ可申。勿論よ  
候得共。其言と實と不違様可取扱是義第一よ候。彼  
等も邊鄙の夷狄よて。其性却て誠實よ有之候間。聊  
たうとも偽を施し。本邦も無實の國風。其様よ存込  
候。先入主よ相成候間。以せ外服從の妨よ可相  
成候。此處專要よ心掛。逸々實意を示し可被申候事。  
一夷人共入足其外よ使候節也。貸米の義別段定例の  
通。遠近よ隨ひ少も無相違相渡疑惑を生じ不申様

可取扱候。尤其内より勧格別せもの。貯米の外より少々づゝ品物成共差遣候歟。又そ酒食を給させ候歟。其時よりて取計功を賞し可遣候。乍去姑息より流れ不申様勘辨いとし。已ミテ勧甲乙よりて御恩澤厚薄有之譯を能々知らしめ。銘々其職より進み稼方致出精候様。可取計候事。

一夷人共日本此詞を遣候事。制禁の由より候得共。此度御用地の内より其禁を止め。専より和語を遣ひ候様教へ。徃々和人より變化いたし候様。教育可致候事。

但此方の人。蝦夷詞遣ひ候義を決して可爲無用

候。ひたすら夷人へ和語を遣そせ候様。専一より可被心掛候。

一夷人共追々御德化より感し御主法より馴達。和人の風俗より相成度由。望む者有之候。月代奉爲致。日本の服を與へ。尚其者の稼方出精いたし。余人よりも勵む程の者より候。夫々日本風俗の家作を手拵へ遣し。外の者共相羨み。追々見習風俗戎替候様。可被取計候事。

但此度を此方より進め。急より日本風俗より可致而已謀候。必氣請より拘り。成就致間敷候。彼等

方より相望時節を待て可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>取計候。女の風俗相改むる義也。尚更<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>候。

一上を崇め候義を不及申。親<sub>レ</sub>孝<sub>レ</sub>盡し候道をも追々諭し。且<sub>レ</sub>いろは文字并數<sub>レ</sub>文字杯連々<sub>レ</sub>教込。徃々文字開け候様可<sub>レ</sub>被心掛候事。

一彼地の習<sub>レ</sub>。有德なる者<sub>レ</sub>妻<sub>レ</sub>大勢持。貧者<sub>レ</sub>無妻<sub>レ</sub>了暮し候由<sub>レ</sub>付。おのづくら男女出生<sub>レ</sub>少く。土地<sub>レ</sub>合せても人別<sub>レ</sub>不足の義と被<sub>レ</sub>存候。此義<sub>レ</sub>純一<sub>レ</sub>致し度<sub>レ</sub>也。此<sub>レ</sub>候得共。急<sub>レ</sub>下令を下し候<sub>レ</sub>。

甚氣請<sub>レ</sub>拘り可<sub>レ</sub>申候。徃々人倫<sub>レ</sub>道なども辨へて。男女共獨身の者<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>之。子孫多く生る<sub>レ</sub>様致度事<sub>レ</sub>候。急<sub>レ</sub>難相成筋<sub>レ</sub>候得共。兼々御趣意を含<sub>レ</sub>取扱可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候事。

一夷人共病氣の者有<sub>レ</sub>之候<sub>レ</sub>。品<sub>レ</sub>よ<sub>レ</sub>卧具等<sub>レ</sub>も與<sub>レ</sub>。藥用其外可<sub>レ</sub>相成丈手當い<sub>レ</sub>。死亡の者多く無<sub>レ</sub>之様。取計可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申候事。

右の外此ヶ條<sub>レ</sub>洩候分<sub>レ</sub>。其場所々々受取器量次第<sub>レ</sub>十分<sub>レ</sub>力<sub>レ</sub>盡し。一體開國の御趣意を基本<sub>レ</sub>にいたし。專教育可<sub>レ</sub>致候。聊<sub>レ</sub>なうとも教育服從の整方<sub>レ</sub>。其場所

々々預まひ面々手柄手本相成候間。相互ふ勵合粉骨  
を可被盡候事。

未二月

右御書付之趣。蝦夷地御用掛一同御役人中へ於松平  
信濃守宅。發足前銘々被相達候。

御用掛

御書院番頭

松平信濃守

御勘定奉行

石川左近將監

御目付

羽太庄左衛門

御使番

大河内善兵衛

魯西亞來舶記

○起請文前書の事

御勘定吟味役

三輪藤右衛門

一今度箱館奉行支配吟味役被仰付候。彌公儀御爲第  
一ふ奉存。御後闇義無之。萬端箱館奉行差圖を請可  
相勤候。尤心得候義を聊遠慮を不加。箱館奉行一可  
申達候事。

一御一門方を初め。諸大名諸侍輩。ふ對し。御爲惡心を  
以て申合一味仕間敷事。

一從前ふ被仰出候御法度の趣相守り。自今以後被仰

出候御條目誓書等。是亦違背仕間敷事。

一御隱密の義。他言仕間敷事。

一切支丹宗門の義。隨分念入心掛。疑敷モ比有之候ハ  
シ。急度遂詮議箱館奉行へ可申達事。

一御用の義。付。同役人中惡敷不仕。總て依怙覇負無  
之。万端廉直モ可致事。

一蝦夷地夷人ビも仕置比義。念入取計產業衰微不仕  
様。相心掛可申候勿論。諸運上等の義宜しき様申談。  
萬事正路モ取計可申事。

附家來共モ不及申。彼地へ携候諸商人等小對し。

參 蝶夷人非分比義無之様。爲仕可申事。  
右條々難爲一事於致違犯者

罰文

臣申

御用地御用留

松田鍊太郎書判

享和二年十一月十一日

○請負人并蝦夷人へ申渡ケ條の事

組頭

調役

蝦夷地掛

產物掛

織部正

隱岐守

東西より相廻モ候熊膽の義。何處モ性合不宜候モ付。

内實相紀候處。土人共宍熊取獲候ても。手當向不足。付押隠し。内々番人又そ稼人等比内商せものへ賣拂。當所へそ取梓せ膽のみ相廻し候よし。然る處文化の度近在亦六ヶ場所よ於て。取獲る者へ手當の義。取調候處。大熊よて錢拾貫文。以下そ右よ准じ爲取候よし。蝦夷地の分を貰數不相知候得共。多分當節是迄より倍増せ手當爲取遣候。取獲次第直様明白よ差出可申。尤土人共山獵せ義。十里二十里程も山中よ分入。右体の節を直様屠。食料よいたし候義よ付。膽皮共持參候義よそ可有之候得ども。可成丈全體よて取寄候

方。御取締寺相立候間。其儘よ持來候もはへハ。遠近よ不拘。右比外増手當をぞ別段爲取遣役。々見張罷在膽を取詰合の者目前よ平立候。その姓名。并土人名前地名迄相認。廻し方鳥致候。正真の品御収納よ相成可申。尤右御手當等の義支配人共へ爲記置候。差候間。其場よて手渡爲致候方よ可有之。右様御手當十分よ被下候後。猶取梓せ品相廻し候。右隱し賣致し候者。急度御咎可被仰付旨。土人并支配人番人稼人共一申渡し候様。場所諸調役へ御達相成可然哉。此段

相伺申候。

後卷一

四十

土支頭人へ入遣人

### 御渡條

其方義此後穴熊取獲候ノ。全體比儘無相違運上屋會所へ持越べし。

一仕來より倍増の手當遣せし。遠方より持越時も別段運賃遣せし。

一山中にて食料はいたし。膽皮持來時も手當計す遣せし。

本來。小者番人。大者番人。東蟹。西蟹。昆蟲。野味。水生。魚類。等立辦聞。其處より禁來支。本配一人處遣し

右の通申渡候間得其意。其方共ふおひて亦以來如何比筋無之様。急度心付年々膽皮と出增候様致べし織部正殿御渡

場所詰調役へ

一仕來据置比年限相立候上也。場所々々規格。小前一同土人共撫育筋。其外改革比苦よ候。然る處年來流弊仕來を専務と相心得。御通行の砌取扱向等。手重ふいたし候より。役々ふも心得違ひいたし。開拓の御趣意取失候もの有之趣相聞候間。下役同心足輕ふ至る迄能々可申渡置候。且諸產物比義を申迄

未無之。出増候様致度。追々實地踏分。及一見候處。開發場所等。平原廣野より不相成様。漁業間隙を見計。請負人共始。小前土人一同田畠地開方。各持場へ限相建候様申諭度。銘々御主意炳相辨。御奉公筋。格別骨折候義ふを候得共。流弊仕來戻取直し可申事ふて。通筋せ義未箱館より。西地宗谷迄の山路。追々相通し候間。年々人別相増可申候。就てそ被心附候義を逸々被申立候様可被致。其上勘辨可致候間。下役トモ古演舌を以相達置可申事。

一昨辰年出荷物積取として。入津の船數一場限取調

可被申渡候。尤船總積石高出人共調置度事

己六月六日

石狩土人へ御渡

請負員

支配人

申渡

漁業忙暇有之節も。追々農業筋心得忙爲。鍬一挺宛爲取遣トモ下札。此處役土人十三人名前

右の通役土人へ相渡置候間。得其意漁業差障不相成様繩合遣し。雜穀作方等教導致トモべし。尤小前土人共

也。追々耕作筋手馴候様仕向遣也。

請負人代

支配人代へ

場所々々支配人其外詰合役人へ對し。商物仕向様の  
義。いたし候様相聞候義亦有之。右様此義も無之積り。  
兼て請負人どもへ申渡置候處等閑より心得如何此至  
ふ候哉。及沙汰候。万一一此後右様此義於有之を。嚴重よ  
可申付間。此旨急度相辯。心得違無之様可致。其外土人  
共撫育方不行届。品々相聞如何の事付。是亦以後急  
度相心得。一同厚く扶助致し。別て老人盲人并極貧窮

みて。漁事勵も出來兼る程みものぞ。別て心添遣様致  
せ

壬五月

右場所諸調役一

前同文言

右此適當所請負人代。并支配人へ申渡置候間。得其意  
場所詰一同下役迄。不洩様通達可被致候事。御收納  
廉分書

申渡書

一御料ふ相成候上也。其方共迄厚御世話被成下候よ  
付。其旨難有存びべし。

一此度嚴寒、飛雪比時節といへども。役土人差遣し衣類等被下候義を。其方共身分をも深く御憐恤被成下候事より付。難有相心得。御主意の趣感戴いたまべし。

一是迄魚油杏皮等交易比爲め。ノシユンコタンへ及持參候處。途中比勞も可有之より付。以來モツアーレ御締所迄持越様致せばし。

一外國人共渡來いゝし候歟。又モ事業相營み候。ノ。聊ニ義と雖ども早速注進致せばし。尤御慶美被下置候事。

一外國人共よう。其方共一品物等相與へ候とも。貰請候義を堅無用たるべし。尤其旨訴出次第。其品より倍々の御慶美被下置候事。

右申渡の趣違失あるべうらば

午正月

シツカ家主男名略十一人  
ナエフツ同上 一人  
タランコタン同上三人  
ケフル同上 十二人  
トシナイ同上 三人

一布子壹枚つ

合人貞三十人

北蝦夷地御用留

○サイモン之事

禮義失墮る時も。是戎山家ふ求るとかや。儒佛は二道渡モ來うてようも。我皇國の古法大方ハ失ひり。只新きを好めるぞ。入心は常なりける。その禮畿内ふ失せらるも。却て奥羽ふ残り築紫の國ふ存すること少なうらば。別して本邦は古法ハ。此蝦夷は地ふぞ多からぬる。そを悉くもあらまつたへほど。先其一つニツをあらし置ぬ。此地よて時々男女ともよ。手先の腐爛せらる

ものを見しよ。是そ何事やらん。奥羽は地よても足の指先を雪焼といひて。雪威よて腐爛せらるものも有しが。それとそちがひ。是そサイモンといふ事を。いたせしものゝよしみて。婦人など密通。あるひハ隠惡め。となどあるとあらざるを。爭論よれよびし時。神よちうひて。熱湯は中ふ小石三つを入れて。是戎探す取らしむるもと有。其隠惡なきものを。手依然として腐爛せば。若隠惡ゐる時を忽然として腐爛し。生涯廢人となる者有。按するも是をサイモンといへるも。神ふ奉る祭文は語の轉訛なるべし。是日本紀應仁天皇九年の

條曰。<sup>上</sup>武内宿禰與美内宿禰。於是二人各堅執而爭之。是非難決。天皇勅之令諸神祇探湯。是以武内宿禰與美内宿禰共出千磯城川濱爲探湯。武内宿禰勝之と有。大と實ふ。例今より殘るなるべし。とたもハれ。蝦夷奇觀。蝦夷葉那志同。

サイモンといふそ。夷仲間より何ぞ紛失などせし時。其疑敷思ふ。あせども呼集め。おのく潔白をみせん爲なり。此事をなむ。海水をとりて。カモ、といふ器物へ。なみくと一盃いれ。是を三升五合入すのねり。是哉銘々一盃づゝ呑事なり。本朝湯起請。熊野牛王也趣

なり。また鍊を焼て是をほらむ事。蝦夷は内よりとぞ。夷諺俗話。共れ由來す。聞入川自古の歴旨みゆき。松井○償の事。然ず詣聞ち登。日本書紀事記。松前家臣より上乗役あり。臘虎皮鷺羽さら。一皮。熊皮。熊膽等を。課役ふ取る。が主役なり。此役の有司松井茂兵衛承りて。厚岸より上乗にて行けるときよ。同所近郷よりヒハセイ村と云。其村の乙名熊膽一つ。租稅と。鑑定役とりて目利をまれば。正しく偽物ふ極む。因て有司の松井茂兵衛大に憤りて。厚岸は總乙名イコトイを呼出して。かゝる贋物を貢物とす

るも。日頃總乙名の取扱ひ不届故なりと。大よ呵マ威  
たり。因てイコトイ彼熊膽出處を委一く糺一け  
る。ヒハセイヒ乙名國後嶋より涉海せーときより。交易  
して求たる熊膽なる事慥よりれたり。されバ國後嶋  
は土人の仕業みて。ヒハセイヒ乙名を掠めゝるもせ  
なり。目利の至らざる誤りと。イコトイ委細より詫けれ  
ば。厚岸漁獵場比通詞林右衛門。其旨を明白より達一け  
る。松井茂兵衛其始終を能々聞き澄し。尤なる事なが  
ら。誠ヒ蝦夷共せいふ處とぞ聞えべ。自己の頓智を以  
て辨舌を加へ。利口を云すのならんと。通詞林右衛門

を召捕たまども。厚岸より牢屋無之。幸と假藏ゆす。此仮  
藏をちづらひて牢舎とさせたり。其日より三日より至  
ても食物を與へず閣より。此旨を聞いて其邊比獵場番  
人ども。大勢群集して種々と詫けれども。有司松井茂  
兵衛許容せば。是より因て總乙名イコトイを始め。外乙  
名共小使シモ千等。打寄ア集り評議しける。通詞の業  
を蝦夷人共を取扱ひ。道理を以て上へも詫び。下へも  
示せば役目なるを。此度通詞比難義也。蝦夷人より事  
起きたれば。等閑より捨置がたし。此上も成さけの義  
理を立つべき所なりとて。大勢の蝦夷人等番人を頼

みて。松井茂兵衛へ詫ことせしよ。償辻過料を出まへ  
きふ評議一決せしきむ。乙名も銘々山中ふかくし秘  
藏して埋置たる。陣太刀合口比短刀鞘巻比太刀。其外  
秘藏比寶物品々を差出しければ。茂兵衛やうく聞濟  
て。林右衛門を彼假藏よう出させ。其科を赦免せしと  
云。今ふ至りて其時よき寶物も。松井茂兵衛ふ奪  
ひとられたりと述懐云けり。予天明六丙午年比夏。厚  
岸ふ至りし時。總乙名イコトイふ逢たりしが。雜談の  
折節ふ松井茂兵衛。苛政比模様を具ふ聞けり。誠よ  
民を網むるの姦詐ふして。見るよ忍がたき事ビモナ  
ト。蝦夷草紙

す。天明六丙午の年。松前比城下ふ逗留の内。竊ふ風説  
を聞ふ。價金三十兩餘比交易せし陣太刀一腰のうと  
云。過料ふ取たる品々松前坂府比後ふ拂ひたれバ。  
大金を得たると云。此事今ふ至りて止び。嘆びべき比  
甚しきふらば。俗ふ名付てゆきりと云もせなり  
と。蝦夷草紙

夷人共法を犯す事られバ。其罪の輕重ふよりて。寶物  
をもつて罪を贖ふ事なり。其數ふ増減あり。たとへバ  
寶物廿品とある時も。太刀一振ふて。鈔小柄切羽柄  
頭目貫鷗目など。皆々取りもけて二十比數ふ入る

事なり。不義せしものといへども。此つくねひをもつて事濟むる故よ。志ひて争し論ずといふ事もなし。いりやうなるむりうしき事ありても。松前へ訴へて其對談などを請る事なし。北海隨筆

○埋葬地を發て償を出す事

明治三庚午年。肥塙某が後志國小樽港在勤の節。土地をひらかんとして。土人を轉居せしむる折柄。町役人村井重三郎と云もの。家屋の敷地を平均せし。そうちらが土入北墳墓を掘むけり。土人名モニシカ。是伐みて。モグ先祖の屍を堀出し。それふ愁を起さしむるも

甚しきゞざなり。よりて其償を出せよ。北掛合の末。卒モ重三郎モ大山酒一斗三升入三樽。及金三兩を差出して事濟たり。これを蝦夷北法とい。上川見聞奇談のウカル北事

夷人北うち惡事をなせ者ゝ也。其所北夷人并親族北の集うて。其者を拷問し罪を糺す事なり。是伐ウカルといふ。此語北解のまゞざざのならばといへども。夷語北戦北事をウカルといふ事あり。

戦の事をまゞイトミともいふなり。夷人北戦といへる事も。意味ことよ深き事なり。

是モ本邦の邊鄙ハ人のアヒト也。人を強く打倒ハシメ事  
を。ウチカスムルといふ事アリ。戰ハジメ人を打倒  
ハシメ事アリをもて事アリる故。此言葉を略してウカルとい  
ふなるべし。されど此處ハても人ハ罪ハシメるを糺し。又  
拷問ハシメるを以てせゆゑよ。同じくウカルとぞ稱ハシメる  
ぞや。

ハのウカルを行ふ事。たゞよ刑罰の事ハシメともき  
出ハシメこえべ。時よりても。其者を戒め慎ましめんハシメた  
めよ。行ふ事アリ有と見ゆなり。後ハシメあるせる六種の  
法を見てあるべし。

是殘行ハシメの法ハシメべて六つアリ。其一つハシメ前ハシメいふご  
とく。惡行ハシメをなしたるハシメ比ハシメ。打ハシメ其罪ハシメを糺ハシメなり。二  
つアリ夷人ハシメ法ハシメ。喧嘩争鬭ハシメの事アリ。負ハシメくる者の  
方アリ。いやまうハシメ證ハシメとして寶器ハシメを出ハシメせなり。是殘つ  
ぐなハシメひと稱ハシメ。其償ハシメいを出ハシメべき時ハシメくうて。ウカ  
ルハシメ法ハシメを行ひ。拷問ハシメる事アリ。寶器ハシメを出ハシメよ及ハシメ  
して。其罪ハシメを免ハシメい事アリ。三つアリ人の變死ハシメる事アリ  
る時。其子ハシメたる者ハシメ行ハシメ事アリ。是を非業ハシメ死ハシメゆゑ。其  
家ハシメ凶事アリとて。其子ハシメ拷問ハシメして恐懼戒慎ハシメせしめ。  
子孫ハシメ繁榮ハシメを祈ハシメるアリ。又其子ハシメる者親の非

業の死をかなし。憂苦甚しく。ほとんど生をも減ぜん事をたそれ。拷問して甚心氣を勵し起さん。が爲よ。行ふ事も有よしなう。四つとも父母が死ふ。かく者も行ふ事あり。是を其子たる者を強く戒しめて。父母が存在せる時の如く。萬事残さず。能家を治めしめん事を思ひてなり。五つとも流行せ病等有時。其病せ來れる方よ。草よて偶人を作り立置て。其處が夷人せうち。一人よウカルせ法を行ひて。其病を祓ふ事あり。六つとも日を連て烈風暴雨等有時。天氣の晴和を祈て行ふ事有。此流行せ病を祓ふと。天氣の晴和を

いのるとの二つも。同じく拷問をといへども。シユトよ白木綿など巻て。身せ痛まさるやうよ軽く打事なり。此ウカル以外よ惡事をなしたるもせられバ。其人を罰するせ法三つあり。一つともイトラスケ。二つともサイモニ。三つともツグノヒナリ。イトラスケといふ事なり。是も不義よ女を犯したる者を刑せらるなり。凡夷人せ境風俗純朴なるよようて。盜賊等比事も少なく。まして人を殺害する事なども稀なるゆゑ。刑せ用ひ方多からば。爰よいふ鼻を截るがおときも。至

極<sup>ハ</sup>重罪<sup>とな</sup>事<sup>なり</sup>。サイモニ<sup>といへる</sup>。此語<sup>ヒ</sup>解<sup>い</sup>ま<sup>ざ</sup>詳<sup>なら</sup>。其用<sup>ひ</sup>り<sup>こ</sup>もたとへば。罪<sup>を犯</sup>したる者<sup>の</sup>りて。鞠<sup>訊</sup>を盡<sup>さ</sup>といへども。而<sup>へ</sup>て其罪<sup>を伏</sup>せざる時<sup>を</sup>。熱湯<sup>をまうけ</sup>其人<sup>より</sup>手<sup>をいれ</sup>させて。其虛實<sup>を糺</sup>き<sup>な</sup>。古史<sup>より</sup>みえ<sup>る</sup>武内<sup>ヒ</sup>宿禰<sup>ヒ</sup>行<sup>ひ</sup>し。探湯<sup>ヒ</sup>法<sup>などく</sup>いもん<sup>ぐ</sup>如<sup>し</sup>。此刑<sup>を行ふ</sup>事<sup>多く</sup>も女子<sup>ヒ</sup>上<sup>より</sup>る事<sup>なり</sup>。ツグノヒ<sup>といへる</sup>ハ。ヤモチ<sup>をさ</sup>し<sup>べ</sup>貰<sup>ふ</sup>ヒ義<sup>よ</sup>て。前<sup>より</sup>あるせる<sup>が</sup>ぶとく。罪<sup>を犯</sup>し<sup>く</sup>る事<sup>の</sup>き<sup>ば</sup>。其のやまう<sup>せ</sup>證<sup>として</sup>。寶器<sup>を出</sup>さし<sup>め</sup>其罪<sup>を貰</sup>ハ<sup>ま</sup>な<sup>う</sup>。此三種<sup>の</sup>刑罰<sup>其儀</sup>い

ま<sup>ざ</sup>詳<sup>なら</sup>ざる事<sup>ど</sup>も多<sup>き</sup>ゆゑ。先<sup>その</sup>の大略<sup>を爰</sup>よ附<sup>して</sup>記<sup>せ</sup>る<sup>な</sup>。蝦夷<sup>國志</sup>

○犯罪者審判の事

蝦夷<sup>人</sup>犯罪者<sup>の</sup>れバ。己名<sup>之</sup>を糺<sup>問</sup>し。判決<sup>せざ</sup>れば總乙名<sup>へ</sup>告<sup>げ</sup>。其罪<sup>を審案</sup>判決<sup>せ</sup>。犯者<sup>伏</sup>罪<sup>の</sup>後<sup>本</sup>人<sup>所持</sup>の寶器<sup>を</sup>。罪<sup>の</sup>輕重<sup>ふ</sup>應<sup>じ</sup>受<sup>取</sup>之<sup>を</sup>被<sup>犯</sup>人<sup>へ</sup>渡<sup>す</sup>。

總乙名<sup>と</sup>ハ國內<sup>を</sup>總括<sup>し</sup>。諸事<sup>並</sup>乙名<sup>と</sup>協議<sup>判決</sup>す。此任<sup>た</sup>るや。素<sup>より</sup>文字<sup>な</sup>き<sup>ゲ</sup>故<sup>土</sup>言<sup>ヒ</sup>傳<sup>且</sup>々實地<sup>詳明</sup><sup>ふ</sup>して。明辨博識<sup>の人</sup>を撰<sup>舉</sup>す。平土人<sup>ヒ</sup>内<sup>を</sup>撰<sup>す</sup>。

又並乙名ヒシ。是モ大低一郡一人モ不遇。此任ムして  
多分平土人を判决セ。蝦夷雜書

○釧路乙名手下の蝦夷人残殺害セし始末事

東蝦夷地。釧路ヒ云所の乙名。タシヤニシトイフモサ。  
手下サヒの一人去る頃殺害セし事有。然ども人を殺  
サモの死罪たるべきよし。御制札蝦夷地一統所々御  
立被成候義なれば。タシヤニシモ死罪可被仰付哉。ビ  
當人も存入罷在。一統處々サモ乙名共へ。此度我等手下  
サモの殺候義也。尤と思ひ候哉まさる不尤と思ひ候

哉と。乙名共四五十人方へ申觸し候處。何モ手下サ  
モの殺害尤の義モ存候。萬一此義モ付死罪被仰付候  
事モ有之候リ。我々モ所存相極居候間。御加勢可申  
上候ト云出し候よし。依之右タシヤニシ御成敗有之  
候ハ。其外の乙名モ蜂起可仕摸様モ見えたり。夫  
故無作ヒタニヤニシモ手残掛兼。先内濟ヒやらサ取  
扱の由。然れバ先達て御取建被成候。制札モ皆反古モ  
成可申。其外々被仰出モ皆虚談モ成候て。夷人モ心  
服有之まじとやら風說有之候下略。

右東蝦夷地。釧路場所タシヤニシ。手下サモの殺害イ

たし候みてを無之。タシヤニシ悴リキニカクルヒ申  
モ。酒狂ヒ上タカイリヒ申夷人の額。鹿の角茂打  
込候處間モなく相果候義。タシヤニシ殊の外恐  
入。會所近邊を離ミ蟄し居候義有之候段。場所詰より  
申越候間。其節私共評議仕候處。右一件。云々未年八  
月廿義。御制札立候義も同年の義。纔一兩月モテ  
間モ無之義。夷人廿義モ御坐候得バ。御制札の  
趣意相辨様モ無之候故。解死人等廿取計仕候ても。不  
教民を殺候モ相當候。右場所可騒立子細モ無之義  
モテ。右一件其節右場所々モ不及申。以後の義を篤ヒ

申付候様雙方屈伏仕。内濟廿義相願候付。願の通爲  
取計申候。且前々右體の節モ。償モ以及和談候仕來故。  
此度も同様仕來通う仕度ヨ。双方より相願候得共  
難間届段申渡。右償モ差戻し候様。雙方納得仕申分無  
之。解死人等の沙汰モ不及相濟候義モ御坐候。

四五十人乙名ヘ申觸ミ候段。此儀釧路場所最寄乙名  
モ。纔廿義モ御坐候。其上タシヤニシ義其砌殊モ外愁  
ヘ。萬事穩便モ蟄居同様相慎罷在候ヨ。最初右一件  
相起り候節。リキンカクル義モ釧路場所立退キ。ホン  
ケネ邊モ蟄居仕候ヨ。右親類廿者共其邊モ住居候

ふ付。右リキニカクルをかくまひ候義みて御坐候。右の場處夷家少々みて。纏人數二十人ふそ過申間敷。其義を以。徒黨様の風聞ヒ申儀も御坐候以上。

酉九月

松平信濃守

外二名

休明光記附錄

○不義なる夷女を罰するの事

人此妻となりたる者。他ふ姦淫を犯せば。頭髮を剃刈尼となし。おき残以て其犯せる罪ある事を。人ふ知れ易りらしむるの戒とす。又奸夫若彼婦の夫。或々其

夫の朋友等ふ途中ふて行き逢つバ。已れづ帶る所の歛。及其他のもれも悉く彼ふ奪ひ取らるるなり。

按ふ今聞くところ猶然ア野作雜記譯説

富饒比夷も。三人か五人も妻をむづふといへども。さて嫉妒也と云事もねく。誰夷ゲ妻といふのみふして。別家ふ住し自己のかせぎを以て。子拵産しても養育する事ねう。婦夷比身持至てよく。不義拵といふ事も。蝦夷の地ふを決してなき風俗なり。稀ふ不義なる夷女有時も。男夷を咎め也して。婦夷を棍棒を以て打殺して。海へ流す。蝦夷の法なり。東遊雜記

○セカチ煙草を禁むる等の事

土人幼年比者を。セカチヒ唱へ煙草を吸ふを禁ば。妻を迎ふるよ及んで吸烟を許す。良入煙管を挿裏へ箸を仕込事も。乙名よらざれば不許。蝦夷雜書

○蝦夷地制札の事

今度蝦夷地御改正の上も。國禁無之ても相成間敷哉。付制札案の事林大學頭へ申談候處。未二月晦日左の通認め被差越候。

草昧の地へ法網を密ふ行ひて。夷人ビも服從の障アふ可相成事。勿論比義ふ候得共。左候逆一向無

法ふして差置時も。暴虐非義のもの。懲しむ無之候間。荒々ヒアマリ刑法定置可申事ふ候。依之漢高祖關中ふ入節。秦の苛政を除き三章の法を立しを。今そまゝ取用ひ。且其地露西亞ヒ接壤候事故。邪教禁斷を第一ふ加へ候リ。則我國法も立。後々北流弊有之間敷候。殊ふ三章を急度ちたる準據有之候。心有者ハ議論も無之哉ヒ存候。高祖關中の父老を約せる法三章也。殺人者を死せん。傷人および盜せむ抵罪ヒ。二條ふて三色の事ふ御坐候。註ふ傷人有曲直。盜賊ふ有多少罪。名不可豫定。故凡言抵罪

未知抵何罪也。と有之候。今の用ふ立る積みて相考  
候ふ。右髡鉗城且春杯と申せこと。輕き罪有者を右  
の通ふして。夫々比力役ふ遣ひ。罪を贖むる事面  
白き事候。今其法絶たれども。愚意ふそ喧嘩口論よ  
て人ふ疵付け。聊の盜物等いとむかせ。其輕重を  
計ひ三五年の限うを定め。髡の毛拔剃落し。道造り  
或そ田畠は開發ふ嚴敷使ひ。其罪を贖むせ年限滿  
て。差免む方可然ふて候。其外比微罪此條法ふ不入  
事も。夫々勘辨を以半年一年等。右の通取扱候ふ  
可然候。諸法度書の面そ。

一 耶蘇宗門ふ荷擔致し候むのも。一家皆死罪たるべ  
し。

一人を殺害いたし候むけ。死罪たるべし。

一人ふ疵付并盜致候むのも。輕重ふ應じ咎むるべし。  
右の通ふて大法整ひ可申候。追々風氣あ開け。民俗内  
地のむとく成候上も。公儀御定の通りふ万事取扱可  
申義。後年を待べき事と存候以上。

右の通ふ付。猶評論の上彼國比俗。死け字を甚忌候ふ  
付。左比通相認る方可然哉ヒ。三月十四日左近少監よ  
う伊豆守殿へ相伺。尤其節前書大學頭よりの書付添

上付處別紙の通可相認旨。同月廿四日被仰渡承附致  
し。翌日返上。

蝦夷地の制札三ヶ條御別紙付通可仕旨被仰渡  
奉承知候

三月廿四日

松平信濃守

捷

一切支丹宗門へ荷擔いたし候も付。一家の重罪たるべし。

一人を殺害いたし候ものも重罪たるべし。

一人よ疵付并盗いたし候も付。其罪よ應じ咎あるべし。  
右の趣林大學頭申談候義よ御座候。別紙申聞の趣相添奉御覽入候。此趣よ相認め制札立可申哉。奉伺候以上。

未三月

松平信濃守

外四名

右伺書前書の通承致候様被仰渡。則左の如く御別紙御下げ被成。彼俗死の字を忌由よ候へ共。人を殺し候ケ條ふ也。矢張死字有之方懲惡付爲ふ可有之由。被

申聞候。

捉

一邪宗門ふあゝぐふもの。外國人ふあたしむもの。其罪おもかるべし。

一人を殺したるもせむ。死罪たるべし。

一人ふ疵付又も盜むるものを。其程ふ應じ咎むるへし。

右未三月四日伊豆守殿へ庄左衛門進達。同九日御同人よう御書取左近將監へ御渡し。即刻承付返上。休光記明

錄附

○箱館制札比事  
箱館制札比事。亥二月伺ひ置しうば。勘定所へ御下すなり。長崎表掛合有之。文化元子年九月廿日。備前守忠精朝臣よう御下知り。則翌年よう建之。其文左比如し

定

一異國人。萬一來る事ありといふとも。交易を不及申。都て通路應對等。堅禁制比事。

附若怪敷船等見掛候。早々其所比役所へ可注進勿論。差圖なくして右体の船へ。堅く乗べり

らざる事。

一 蝦夷人と相對し商賣を不及申。總て蝦夷地よりおひて、私よ產物商賣堅禁制の事。

一 蝦夷人より對し非分の義申掛。或も產業の妨よ相成義。決して致間敷事。

一 商人ども并商船の類。私よ蝦夷地へ入べからざる事。

一 何船も限らず。蝦夷地へ漂着比節も。其所の役所へ早々申出。可<sub>レ</sub>請差圖事。

右條々堅可相守候。若於相背也可被行嚴科もの也。

文化元年月日

奉

土行星

古の ○ 松前城下高札の事  
一 從諸國松前渡海比輩。對夷人直よ商賣。固く停止の事。

一 無子細して松前へ令渡海。商賣致者有之ハ。急度可注進事。

附 蝦夷人の義。往來何處よても。可<sub>レ</sub>爲其心次第事。

一 對蝦夷人非分比義。不可申掛事。

右條々堅可相守候。若於致違犯者。速ふ可處嚴科也。

寛文四年御朱印 蝦夷土産

○利別川渡場制札の事

掟

一 秋味始より納中川魚不可取事

一 川船より簾網切等所持の者見當次第取押吟味可致事

一 川端より洗濯鍋釜洗ふ事無用

一 青物等川越一切不相成事

右の通堅相心得可申事

月日

瀬棚運上屋

右の外鮭漁中も種々忌言葉又忌事有。坊主及女等の通る時も動<sup>ヤモ</sup>はれバ川中<sup>コロ</sup>轉し落し。又大漁比時ふそ往來比ものへ酒飯を振舞等して饗應し賀する等有。此漁事許も餘の物と違ひ至て忌言葉等有て嚴重なるものなり。西蝦夷日誌

外國交易手付觸書

露西亞、佛郎察、英吉利、阿蘭陀、亞米利加へ。交易御允許

手相成候手付。左の條々可相心得候。

一 交易手付爲取締外國の役人商人等。箱館表へ居留

御差許有之。地所御渡相成候間。右構内へ猥手立入

間敷候事。

右居留の者并入津此船子乗組の者共。各方へ十里限  
ア遊歩爲致。東モ尻岸内村。西モ木子内村。北モ鷺木村。  
限。徘徊致べく候間。若途中于て及暮止宿の義申談  
る義有之節也。相對を以相當の旅籠代請取無差支様  
可取計事。

一交易直組以來外國商人より買請の荷物品柄貫目  
代料等。巨細書面子致荷主調印の上。運上役所へ差  
出可。請差圖事。直組以來外國商人へ相渡候出荷物  
え。申立濱方改せ物産を遣し。極印打渡候殊モ箇立

以前其段可申出事。

一蝦夷地并在々其場所出產物此分是迄此通り相心

得問屋共取扱。沖の口御番所へ可相届事。

一輸出の品モ總て此運上外國人より取立候事。

一運上を可減爲め外國人より馴合。積荷物目録取扱於  
差出也。其品取立て御咎め可申付事。

一運上役所へ不申立。自己より出荷物相渡。又モ禁制の  
品。竊モ積荷此内へ隠し相渡す於てモ。其品取上御

咎可申付事。

一密交易致し候事のぞ。吟味の上嚴重御仕置可有之

事。

一運上<sub>ハ</sub>諸品。并米麥銅牛煎海鼠干鮑石炭等也。御直捌の外。交易停止<sub>ハ</sub>事。

一阿片持渡の義を嚴禁<sub>ハ</sub>旨。外國人へ被<sub>ハ</sub>仰渡候。隠し荷物いたし持渡<sub>ハ</sub>段及見聞候<sub>ハ</sub>。早々可訴出候。若内證<sub>ム</sub>て交易賣買致<sub>ス</sub>ふ於てハ。可處嚴科事。

一貨幣及不造金銀。并銅錢も輸出停止の事。

一交易出入共。朝五つ時より七つ時を可限。若陸揚并<sub>ム</sub>船積中夜<sub>ハ</sub>入候<sub>ハ</sub>。其段運上役所へ申立可請差圖。無謂夜中荷物揚下いた<sub>ス</sub>ふおひても。其品可

取上事。

卷一

一外國人共。不法其外難澁の義申掛け候<sub>ハ</sub>。委細書面を以可訴出。尤賣掛け貸金滯等を。一應取締<sub>ハ</sub>外國役人へ可申談遣候得共。素相對を以取引いたし候義<sub>ハ</sub>付。強て可及沙汰筋<sub>ハ</sub>無之候間。可成丈賣掛け貸金等不致様可心得。買掛けも不嵩様可心得事。右<sub>ハ</sub>通令觸知小前等旅人<sub>ハ</sub>至迄。不洩様心得可相守。萬一於背者。可爲曲事者也。

未六月廿九日

箱館御役所

右<sub>ハ</sub>通被仰出候間。此段相觸候以上

古語類編

卷一

二

蝦夷雜書

三

古語類編

古語類編後編卷一終

